

# 平成29年度先進・高度技術人財育成事業費補助金

～食分野産業又は成長分野産業への事業展開・取引の拡大等を図るための研修費用等を助成します～

青森県では、県内ものづくり企業の食分野産業又は成長分野産業への事業展開や取引の拡大等を図るため、県内ものづくり企業が行う人材育成の取組に要する経費の一部を助成します。ものづくり人材の育成や食分野産業又は成長分野産業への新たな展開、新規雇用の創出等に、是非、当事業を御活用ください。



## ■ 補助対象者

県内に事業所（営業拠点としての機能のみを有するものを除く。）を持ち、次の業種（日本標準産業分類中分類）のいずれかに該当する企業 ※大企業、中小企業の別を問いません

食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業

## ■ 補助対象事業

補助対象者がその従業員等に対し次のいずれにも該当する研修等を受講させる事業

- (1) 食分野産業又は成長分野産業における新たな事業展開又は取引拡大等に向けた人材育成を目的とするもの
- (2) 食分野産業又は成長分野産業の専門的な知識及び技術を習得するもの（ただし、県外で開催される研修及び県外企業等から講師を招聘して実施する社内研修等の受講によるものに限る）
- (3) 受講により習得した知識及び技術の活用を計画しているもの
- (4) 平成30年2月28日までに従業員等の研修等の受講が終了し、かつ、補助対象者に対し、当該従業員等から研修内容に係る報告等がなされるもの

## ■ 補助対象経費及び補助金額・補助率 ※派遣従業員の人件費も助成対象です。

補助対象経費		補助率 補助金の額
経費区分	内容	
人件費	従業員等の長期派遣（1ヶ月以上の派遣とする）に際し代替職員を雇用した場合、当該代替職員の基本給相当額（ただし、従業員等の派遣期間分に限る）	【補助率】 補助対象経費の実支出額の8/10 【補助金の額】
研修費	交通費、宿泊費（食費を除く）、受講料、教材費、講師謝金、講師旅費、その他知事が特に必要と認める経費	補助対象経費の実支出額の8/10又は50万円のいずれか低い額以内

## ■ お問い合わせ・申込先

〒030-8570 青森市長島1-1-1  
青森県商工労働部 産業立地推進課 産業人材グループ 渡邊  
【TEL】:017-734-9386 【FAX】:017-734-8109  
【メール】:kogyo@pref.aomori.lg.jp

## 補助金活用事例及び補助対象経費の例

### <事例1>

大手自動車メーカーが開設する人材研修機関へ長期的に従業員を派遣して、自動車関連産業への参入や取引拡大の足掛かりとしたい。

○対象経費：従業員の人件費※、研修機関への旅費、受講料、教材費

### <事例2>

食分野における、事業化・試作・生産等における生産性向上を図るために必要となる技術習得のため、産業団体が実施する専門技術実習に従業員を派遣したい。

○対象経費：研修実施会場への旅費、受講料、教材費

### <事例3>

新たに医療分野等への参入を目指し新たな技術取得のために先進企業に従業員を派遣したい。

○対象経費：従業員の人件費※、先進企業への旅費

### <事例4>

関連技術の新たな習得のため、専門講師を当社の工場に招いて、具体的技術指導を受けたい。

○対象経費：専門講師の謝金・旅費

※：1ヶ月以上の長期派遣に際し代替職員を雇用した場合、当該代替職員の基本給相当額（派遣期間分に限り）

## ■ 募集期間

随時募集。ただし、予算（600万円）がなくなり次第終了

## ■ 応募方法

申請書に必要な書類を添付のうえ、担当まで郵送又は持参にて提出してください。

### ◆提出が必要な書類

- (1) 申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 定款
- (5) 最近2期間の事業報告書、貸借対照表、損益計算書

※なお、補助金交付要綱、申請書等は、青森県庁ホームページから取得できます。



青森県産業立地推進課

検索

## 申請の流れ



